

令和3年 No.19

○東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

民法改正による保証人の保証範囲の明文化及び履修手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年3月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第10号

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由：民法改正による保証人の保証範囲の明文化及び履修手続の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(保証人)</p> <p>第4条 <u>本学</u>に入学を許可された者は、その者の在学中における<u>授業料・寄宿料納入及びその身上に関する</u>ことについて、<u>連帯して責任を負う保証人を定め、学長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2</u> 保証人は、原則として<u>父母又はその他の親族とする。</u></p> <p><u>3</u> 入学者の入学料及び在学中の授業料・寄宿料に関して保証人が責任を負う額の上限は、<u>国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）第2条に定める額に対し、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 入学料にあつてはその額</u></p> <p><u>(2) 授業料にあつてはその額に最長在学年数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 寄宿料にあつてはその額に6月を乗じて得た額</u></p> <p><u>4</u> 入学者の在学中においてその身上に関して保証人が負う責任の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 学生の身分異動（休学、復学、退学、転類（転専攻））に係る同意に関する事項</u></p> <p><u>(2) 成績不振又は生活指導に関する事項</u></p> <p><u>(3) 大学から学生に連絡がつかない場合の対応に関する事項</u></p> <p><u>5</u> 保証人及び保証人の住所に変更があつた場合には、直ちに学務課に届出なければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(授業科目の履修)</p> <p>第10条 <u>授業科目の履修に当たっては、学生は、履修しようとする授業科目を、所定の手続により登録しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(保証人)</p> <p>第4条</p> <p>保証人は、<u>入学者の在学中における授業料・寄宿料納入及びその身上に関して起こる一切のことについて、連帯して責任を負うものとし、原則として父母その他の親族とする。</u></p> <p><u>2</u> 保証人及び保証人の住所に変更があつた場合には、直ちに学務課に届出なければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(科目の履修)</p> <p>第10条 <u>科目の履修に当たっては、履修科目申告票を授業担当教員に提出し、履修する科目を学務課に登録しなければならない。</u></p> <p>[省略]</p>

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行し、令和3年度入学者から適用する。